

平成29年5月29日

京都司法書士会
会長 山口 基樹

「法定相続情報証明制度」の開始について

本日より、法定相続情報証明制度が始まりました。

この制度により、相続手続きをすることが便利になり、不動産の相続登記が促進されることが期待されています。なぜなら、相続登記がなされないまま放置されることが、所有者不明土地問題や空き家問題を生じさせていると考えられ、相続登記が促進されることでこの問題の解消に一定の効果があると考えられているからです。

司法書士は、相続登記などを通じて国民の権利を守り、高い職能倫理をもって全国的に国民の期待に応えてきた専門職能です。

この制度が始まるにあたり、当会は、法務局などと協力しながら、制度を広く知っていただけるよう広報活動を行い、また関係機関に対しても制度活用の働きかけを積極的に行うことで相続登記を促進させ、国民みなさまの相続手続きの負担軽減となるよう努めたいと考えています。そして、所有者不明土地問題や空き家問題の解決に向けた取組を展開して参ります。

以上